

●法・県条例・他都県条例の比較

	国	神奈川県	兵庫県	東京都
名称	(改正)健康増進法	神奈川県公共的施設における受動喫煙防止条例	受動喫煙の防止等に関する条例	東京都受動喫煙防止条例
施行日	R2.4.1(全面施行)	H22.4.1	H25.4.1	R2.4.1
対象	多数の者が利用する施設	不特定又は多数の者が出入りすることができる施設(の室内)(専ら特定の者のみが入り出す区域は除く)	多数の者が利用し、又は出入りすることができる施設	多数の者が利用する施設(法準拠)
屋外	法一種施設に特定屋外喫煙場所の設置可	室内に準ずる環境は対象	幼稚園、小・中・高、病院等は、敷地の周囲も喫煙を制限し、原則として屋外喫煙場所も設置不可	幼稚園、小・中・高等は、特定屋外喫煙場所を設置しないようにする努力義務あり
指定たばこ専用喫煙室	法二種施設では可	県第1種施設では不可	加熱式たばこは紙巻たばこ同様の取扱い(指定たばこ専用喫煙室の設置不可)	可(法準拠)
フロア分煙の場合の技術的基準	区画のみで可	緩和なし(区画・気流・排気が必要)	緩和なし(区画・気流・排気が必要)	区画のみで可(法準拠)
(屋外排気に替えて)脱煙機能付き喫煙ブースの設置可否	可	原則不可	完全不可	可(法準拠)
二十歳未満の者の喫煙区域への立入制限違反への罰則適用	なし	あり	なし	なし(法準拠)
禁煙表示義務	なし(「喫煙」区域表示義務あり)	あり	飲食店は「禁煙」表示義務あり	飲食店は「禁煙」表示義務あり
見直し周期	施行後5年	3年ごと	施行後5年 その後3年ごと	施行後5年
主な特徴		<ul style="list-style-type: none"> ・室内に準ずる環境は規制対象 ・県第1種施設では指定たばこ専用喫煙室の設置不可 ・二十歳未満の者の喫煙区域への立入制限違反への罰則適用 ・禁煙表示義務(飲食店に限らない) 	<ul style="list-style-type: none"> ・小・中・高、病院等は、敷地の周囲も喫煙を制限し、原則として屋外喫煙場所も設置不可 ・妊婦の喫煙禁止 ・指定たばこ専用喫煙室の設置不可 	<ul style="list-style-type: none"> ・従業員がいない既存特定飲食提供施設(都指定既存特定飲食提供施設)は、禁煙又は喫煙の選択可